

アンティオコス一世と小アジアのギリシア都市

田 中 穂 積

一

前二八一年、アンティオコス一世は父王セレウコス一世の死により、セレウコス王朝の王位を継承し、その王国に君臨した。セレウコス一世がディアドコイ時代を通じ、アレクサンドロス遺領の大半を「槍によって獲得した領土」として支配していったのに対し、その間アンティオコス一世は父の協力者として、またエウフラテス河以東の支配も委ねられ、共同統治者として活躍したのではあるが、およそ彼の立場は樹立されていた王国をいかに統治してゆくかが、与えられた課題であったといえよう。また、セレウコス一世による王国領の拡大の過程において、まずバビロニアとその東方が征服地とされ、ついでシリアが前三〇一年に支配下におかれ、早くからオリエント専制君主の伝統に立つ王権が強化されていったことに対し、小アジアの領有はアンティオコス一世の王位継承に至る数か月前であった。⁽¹⁾このことから、いかに小アジアを掌握するかについては、アンティオコス一世に託された問題であり、ことに

小アジア西岸領域の支配に際し、何よりもアンティオコス一世がまず当面した問題の一つは、その地域において、かつて本来、自主・独立を標榜したギリシア諸都市とアンティオコス一世の王権との関係をいかに処するかということであった。もちろん、それまでにセレウコス一世とアンティオコス一世は小アジアのギリシア都市、とりわけミレトスとの友好を温めていた。しかし、現実に全域ではないにしても、小アジア支配に臨んだ時、アンティオコス一世にとっては、先にアレクサンドロスはじめ、ディアドコイの諸王がエーゲ海域周辺のギリシア諸都市に対して、一方では都市の自由を尊重しつつ、他方では王権を強化していったその政策を倣うことにおいて、彼らと等しく直面しなければならぬ様々の問題が、同様におこってくる。

たとえば、アレクサンドロスの東征の目的は「ギリシア人の解放のために」(Diod. XVII 24, 1) 小アジアに進出したことはいうまでもないが、東征の結果、小アジアの諸都市がペルシア帝国の桎梏から解放されたことは、そこに本来あるべき自由が回復され、それを当然の権利とみなしたか、あるいはアレクサンドロスの恩恵によって、初めて都市の自由の地位が承認されたのか、という都市の立場について形式上二つの見方が、従来展開されてきたことは周知の通りである。もちろん、この論議は、小アジア諸都市がヘラス連盟(コリントス同盟)に編入されたか、またそうでなかったか、という事情とも合せ考えられてきた。すなわち、アレクサンドロス帝国の成立において、小アジア諸都市を連盟に組入れ、ギリシア本土の諸都市と同じくアレクサンドロスのヘゲモニーを承認させたという見方、それに対して、アレクサンドロスとその連盟軍によって小アジア諸都市がペルシア帝国から解放された時、ヘラス連盟の目的は達せられたがゆえに、改めて連盟に組入れる必要はなかったとする見方である。なお、後者の見解についていえば、アレクサンドロス東征以前における連盟構成のメンバーとしてのギリシア本土の諸都市と、かつてアンタルキダス条約に

基くペルシア帝国支配下の小アジア諸都市とは、その地位、立場が異なること、それに小アジア諸都市の自由とは、アレクサンドロスが征服地として処理すべき彼の権限下におかれており、さらに極言すれば、一方的な制約によって自由が取消されることもありえ、あるいは妥協してもアレクサンドロスの至上権力の行使を受入れたらうでの自由であるとする。もちろん、旧都市と王による新設都市、またヘレスズム化された地域共同体の間に取扱いの相違が存在したか、どうかは別としても、都市の自由が取消されうるといふ見方には強い反論がみられる。⁽⁸⁾ともあれ、アレクサンドロスが王権を強化し、己が帝国の一体化を志向する時、小アジアの諸都市に対しても外敵からの保護、国内治安といふ名目において貢納を要求し、その王権は強く、個々の事情に応じ、都市の自由について弾力性ある態度を取ったものと考えられよう。

本稿において、アレクサンドロスと小アジア諸都市の関係を詳細にたどり、それを概括的に結論づけることは別問題としたいが、アレクサンドロス帝国崩壊後、王と称し、交互に小アジア西岸を支配し、また進出してきたディアドコイも、大綱においてアレクサンドロスによる政策の踏襲を目指したであろう。しかし、割拠抗争にあけくれたディアドコイ時代、互に他を牽制し、諸都市を味方に引入れる必要上、ディアドコイと小アジア諸都市の関係は帝国の単独支配者であったアレクサンドロスの場合とは異なった関係が現われ、やがてヘレニズム君主の小アジア諸都市に対する地位がしだいに浮彫りにされてくる。ことに、アンティゴノス・モノファルモス⁽⁹⁾以後、都市側から王に対して友好 (*philia*) に立つ同盟 (*symbulie*)、*(politikos)*、王の側から都市に対する善行 (*euergetia*) という、実質においては曖昧な表現がしばしば用いられるようになる。⁽⁶⁾

たしかに、凡そ一世紀間小アジアを支配したセレウコス王朝と小アジア諸都市の関係をもつて、アレクサンドロス

とそれら都市の関係がすべて例証されうるものではなく、またその逆の場合を類推しても完全に結論づけえないであろう。したがって、以下本稿で取上げる問題は、セレウコス王朝史を検討するうえで、セレウコス王朝の小アジア政策の実情をとらえようとする意図をもって、まずここにアンティオコス一世と小アジアに焦点をおいて考察しようとするものである。

註(1) セレウコス一世が小アジア西方の支配者リュシマコスをフルギアのコンパニオン¹⁾の戦で倒した時は、イウスティヌスの記述に従えば、セレウコス一世の死に先立つこと約七か月前であった (Just. XVII 4, 2)。かつてセレウコス一世の死は前二八一年二月—前二八〇年二月の間と算定されてきたが、王位年代タビナット B. M. 35603 によって A. J. Sachs and D. J. Wiseman, *A Babylonian King List of the Hellenistic Period*, Iraq 16 (1954) pp. 205-6 は前二八一年八月二十五日—九月二十四日の間とし、これをコンパニオン²⁾の戦を約前二八一年二月頃と示唆しているのに注意。詳しくは拙稿「ディオドロス一八一—二〇巻にみえるディアドコイ史とその年代の問題—ディアドコイ年代録—」関西学院史学第七号 (昭和三九年) 一四〇—一四二頁参照。

(2) 小アジア諸都市が「アレクサンデル」に「自由と独立性を尊重され、コリントス同盟にもつたうの」見解は、個々の主張に微妙な相違があるが、概して H. Berve, *Das Alexanderreich* (1926) S. 249 ff.; U. Wilcken, *Alexander der Große* (1931) S. 82 ff.; A. H. M. Jones, *The Greek City* (1940) p. 316; W. W. Tarn, *Alexander the Great II* (1950) p. 199 ff. 強力性を「東方」の A. Heuss, *Stadt und Herrscher des Hellenismus* (mit Nachwort des Verfassers von 1963) SS. 155 ff., 178 ff.; E. Badian, *Alexander the Great and the Greeks of Asia*, *Ancient Society and Institutions*, *Studies Presented to Victor Ehrenberg* (1966) p. 37 ff. 以下「長瀬」に「E. Bickerman, *Alexandre le Grand et les villes d'Asie*, *Revue de Études grecques* 47 (1934) p. 346 sqq.; H. Bengtson, *Die Strategie in der hellenistischen Zeit I* (1937) S. 34 ff.; V. Ehrenberg, *Alexander and the Greeks* (1938) p. 2 ff.; M. Rostovtzeff, *The Social and Economic History of the Hellenistic World* (1953) p. 153.

(3) A. Heuss, a. a. O., S. 183.

- (4) アレクサンドロスのギリシア人世界に対する政策については、粟野頼之祐^{B.C.}三三二四年ヘラス聯盟定期總會とアレクサンドロスの君主禮拜制確立の研究」(一)、(二)、史學雜誌四四編八・九號(昭和八年)一頁以下、六〇頁以下。井上智勇「アレクサンドロス大王と希臘世界」上・下、史林一八卷四號、一九卷一號(昭和八・九年)三八頁以下、九一頁以下。井上「ヘレニズム時代の君主禮拜の誕生」、西洋史学一九号(一九五三年)二二頁以下。大牟田章「アレクサンドロス帝國の形成とギリシア世界」『追放者復帰王令』をめぐる政治的背景一、史林四八卷六号(一九六五年)八一頁以下。
- (5) アンティオコスの政権については、粟野頼之祐^{B.C.}三〇二年ヘラス聯盟條約(碑文)の研究」上、史林一九卷一號(昭和九年)一頁以下。大牟田章「アンティオコス王權の構造と政策」西洋古典学研究一九卷(一九七一年)七八頁以下。
- (6) Diol. XIX 61, 75, 105; XX 19; OGIS 5 = Welles, R. C. no. 1; OGIS 6, 井上「前掲論文二七頁以下。大牟田章『ヘレニズム初期のギリシア都市における「君主崇拜」について』歴史研究(大阪学芸大学)四号(昭和四一年)六五頁以下。OGIS 223 = Welles, R. C. no. 15.
- (7) アンティオコス一世に関する文献については枚挙にいとまがないので、その基本的なものを網羅した E. Will, Histoire politique du monde hellénistique I (1966) p. 117 sqq.; H. Bangson, Griechische Geschichte, 4 Aufl. (1969) S. 399 ff. を参照のこと。なお、この時期の小アジア諸都市について詳細な記述を割いて D. Magie, Roman Rule in Asia Minor, 2 vols. (1950) を非常に有益なもの。

二

前二八一年、セレウコス一世はコルベディオンの戦でリュシマコスを倒したことによって、小アジア西岸を支配下におくこととなるが、それ以前にセレウコス一世ならびにその子アンティオコス一世とミレトスとの関係がみいだされる。前三〇〇／二九九年、アリストイデスの子デモダマスの提案によるミレトスの都市決議は、アンティオコス一世がミレトスにストアを建設し、その収益をもってアポロン神を祭るディデマ神殿の諸費用に当てることを約束し

た申出について、ミレトスはその贈物を喜んで受けることを決め、アンティオコス一世を称揚しているのである (OGIS 213)。パウサニアによれば、ペルシア王クセルクセスがブランキダイ (ディデュマ) から、メディアのエクバタナに持っていった青銅のアポロン神像を、セレウコス一世がミレトス人のためにブランキダイに送り返したところ (Paus. I 16, 3; VIII 46, 3)。この伝えは、おそらくいま述べたようにアンティオコス一世がミレトスに対してストア建設を申入れた頃か、あるいはそれより少し前にあたるかも知れない。

ところで、前三〇一年のイプソスの会戦によってアンティゴノス・モノフタルモスの大勢力が崩壊したあと、ミレトスとディアドコイの関係については十分に知り難いが、アンティゴノス・モノフタルモスの子デメトリオスとリュシマコスと敵対しつつ、互にイオニア諸都市に対して接近または干渉し、デメトリオスはイオニアの諸都市を助けてリュシマコスに復讐した⁽¹⁾。一方、セレウコス一世は、他のディアドコイが互に政略結婚によって勢力の安泰を計ろうとしているのを見て、前二九九／八年には自分もデメトリオスの娘ストラトニケを娶っている (Plut. Dem. 46)。この関係からして、セレウコス一世がデメトリオスを介してミレトスに近づきえたとも考えられる。それにこの時期には、ロードスのように非常に繁栄し、それによって強力な軍事力を保持しえた都市は別として、ミレトスまたエフェソスのような富裕な都市へディアドコイは自由・自治の保護の名目において近づいていった⁽²⁾。しかし、小アジアに進出する以前のセレウコス王朝とミレトスの関係を考える場合、ロストフチェフの推論を十分に考慮する必要がある⁽⁴⁾。すなわち、ミレトスがその商業のために、小アジアを通過し、メソポタミア、イラン地域とその東方を結ぶ路線を重要な交易路とみなすとき、シリア以東のオリエントを支配下においていたセレウコス王朝と友好関係を結ぼうとしたことは容易に想像できる。それに、セレウコス一世の將軍デモダマスが、遠征してヤクサルテ

ス河を越えてトルキスタンに入り、そこでディデュマのアポロン神の祭壇を建立したというプリニウスの記述がある (Plin. N.H. VI 49)。このデモダマスが、先にあげたミレトスの都市決議文中にみえるデモダマスと同一人物であるとするならば、彼はミレトスからセレウコス一世のもとに派遣され、セレウコス王国の東方政策に貢献するともに、ひいてはミレトスの東方交易を促進させるため活躍したのではなからうか。なお、セレウコス一世によってインドのマウリア王朝の祖チャンドラグプタのもとに派遣されたメガステネスが、ミレトスの出身であったかどうかは不明としても、イオニア人であったことを考え合せてみることもできよう。⁽⁵⁾ さらに、前二八八／七年、セレウコス一世はディデュマのアポロン神殿への奉納として、金銀の器物、ペルシアの手工芸品、それに多額の東方の乳香、没薬、桂皮、肉桂等をミレトスへ贈っている (OGIS 214 = Welles, R. C. no. 5)。その品々は東方物資を取扱うミレトス商人の好意をえたであろう。この直後であろうか、ミレトスにセレウコス一世とその妃アバマの像が建てられている。⁽⁶⁾

このように、セレウコス王朝とミレトスの関係は、ミレトス領内にあるディデュマのアポロン神を通じて密接になつてゆく。このアポロン神の神託については古くからよく知られていたが、前三世紀以後において再び有名になったのは、神の子としてのアレクサンドロスと彼のペルシア人に対する勝利の予言からであった。したがって、そこにはまたセレウコス王朝の場合も、ヘレニズム時代の王権の神格化ないし君主礼拝制が盛んになる風潮のもとで、アポロン神を王朝の祖神とみなしてゆく経緯をみてとることができる。⁽⁷⁾

ところで、前二八〇年代に入った時期の政情をみると、セレウコス一世、プトレマイオス一世、リュシマコス^{コイネ}は連合してデメトリオスに対抗しており、小アジア西岸では前二八九年にミレトスをはじめとするイオニアの都市連合が、リュシマコスの友人にしてイオニア諸都市の將軍なるミレトス人ヒッポストラトスのもとにおかれしる (Syll.³

368)。このヒッポストラトスがリュシマコスの部下であったか、あるいは都市連合の側によって任命された者か、不明ではあるが、リュシマコスはトラキアからイオニア地方に進出して、その都市連合を支配下にあるものとみなしたとおもわれる。このあと、前二八七／六年デメトリオスがアテナイから小アジアに進撃した時、ミレトスはデメトリオスを歓迎した。しかし、彼はリュシマコスの子アガトクレスに攻められ、リュディアに侵入し、のちセレウコス一世を頼っていったことは、プルタルコスが伝えているところである (Plut. Dem. 46-50)。

このあと、先にあげたヒッポストラトスと同じ立場にあったかと思われるソステネスの名が、リュシマコスよりプリエネにあてた書簡にあらわれている (OGIS 12=Welles, R. C. no. 6)⁽⁹⁾。この書簡はプリエネとマグネシアが衝突した時、リュシマコスの援助を受けたプリエネが、その援助を称えてリュシマコスに送った書簡 (OGIS 11) の返信で、前二八五年頃とされる。その文中、リュシマコスがプリエネに対してソステネス従うことを命じていることは、この都市がリュシマコスの支配下にあったことを示すものである。それに、都市間の衝突は局部的戦闘とはいっても、当然そこにはリュシマコスの強い権限がみられ、前二八三／二年のサモスとプリエネの領土争いに関して、リュシマコスは独裁者の立場を發揮している (OGIS 13=Welles, R. C. no. 7)。一方、ミレトスの場合、前二八六年ならびに前二八三／二年の二回にわたってリュシマコスに納金を命ぜられており、その第二回目はミレトスの市民がクニドスから一二タラントンを借入している (Millet I 3, Nr. 138)。このリュシマコスの強制は、軍費調達としての上納金であったか、または一般の貢納であったか、不明であるが、しかし別に先にデメトリオスに加担した科料として特に強制されたものかも知れない⁽¹⁰⁾。この時期におけるリュシマコスの小アジア西岸に対する政策は、その地域を領土とみなす立場をとり、諸都市に対しては支配者として臨んでいたと考えられよう。また、それゆえ強圧的では

あつたが、都市間の対立を和解させ、それに支配上の便宜からとはいへ、都市連合を形成させて通商の効果をはかっている。⁽⁶¹⁾リュシマコスの小アジア諸都市の支配が絶対的であつたか、またある程度の自由を与えたか、についてそのいづれかを一概に述べることはできない。しかし、リュシマコスの利益に反する以外においては、都市の自由に干渉しなかつたとおもわれる。したがつて、またミレトスとセレウコス一世ないしプトレマイオス二世との関係がどの程度のものであつたかを推測することも困難である。

さて、セレウコス一世が小アジア西岸に進出した前二八一年に、セレウコス一世とアンティオコス一世は連名によつて、ニユサのブルート神殿の特権を許可する書簡をカリアの行政官ソパトロスに発している (Welles, R. C. no. 60)。これは多分コルペディオンの戦後、セレウコス一世の没時にいたる数か月の間とみなされる。⁽⁶²⁾

しかし、マケドニアを掌握せんとしてトラキアに進出したセレウコス一世は、そこでプトレマイオス一世の長子プトレマイオス・ケラウノスの手によつて倒れた。その死去の報は王国の東方領域の支配を委ねられ、ティグリス河畔のセレウケイアを拠点としていたアンティオコス一世に直ちに伝えられたであらう。⁽⁶³⁾ここに、アンティオコス一世は王国の単独支配者として君臨することとなる。この王は即位後の数年間、紛糾した内外の政情に煩わされ、王権の強化に苦慮した。しかし、その実情については判然としない。⁽⁶⁴⁾ヘラクレイアのニムフィスの記述を抜粋したメムノンによれば、「アンティオコスは多くの戦によつて辛うじて、それも全部ではないが、父の王国を取戻し、彼はパトロクレスの編成する遠征軍をタウラス越えに派遣し、その代理者にアスペンドス生れのヘルモゲネスを選んだ。この者は他の諸都市（ヘラクレイア以外）を攻撃し始め、またヘラクレイアを攻撃した」(Memnon 15, 1)と非常に簡略に述べている。先にセレウコス一世の覇権を認めなかつたヘラクレイア、ビツニア、カルケドン他、ポントス王国を

も含めた北方同盟はプトレマイオス・ケラウノスと同盟し、それにまたアンティゴノス・ゴナタスも加わっている。このアンティゴノス・ゴナタスの場合は、スパルタのアレウスがアンティオコス一世と提携し、アンティゴノス・ゴナタスの勢力をギリシア本土から締め出そうとした理由からである。まず、この北方同盟に対して、アンティオコス一世はパトロクロレス、ヘルモゲネスを小アジア西方に派遣したのであろう。おそらくヘルモゲネスであらうか、メムノンによれば、ヘラクレイアとの友好関係を結ぶことに成功するが、しかしビツニア王、多分ジボイタスとの戦で敗退する。このためアンティオコス一世はビツニアと正面切って戦うことに決した (Mennon 15, 2-3)。また、アンティゴノス・ゴナタスとの間にも戦が行われた (Mennon 18, 1)。一方、アンティオコス一世自身が小アジアに進軍できなかつた理由は、「イリオンのアンティオコス頌徳」碑文にみられるシリアのセレウキスにおける反乱によるものであろうか (OGIS 219 II, 47)。この反乱はセレウコス王国の軍事基地アパミアで起つたものとおもわれる。それに、前二八〇／七九年、イオニア、カリアに進出してきたプトレマイオス二世とも對待せねばならなかつた。たとえば、ミレトスでは前二八〇／七九年、アンティオコス一世をステファネフォロス(都市執政官)に選んでいるが (Syll. 322)、前二七九／八年にはプトレマイオス二世より土地の贈与を受け、友好と同盟の関係に入っている (Millet I 3, Nr. 139 = Welles, R. C. no. 14)。それに、ミレトスの他、ハリカルナッソス、ミュンドスもプトレマイオス二世の勢力下に入ったものとおもわれる (SEG I 363)。このあと前二七八年、ガラティア人のギリシア本土、小アジア侵入に際して、アンティオコス一世とアンティゴノス・ゴナタスは和解した。なお、「イリオンのアンティオコス頌徳」碑文 (OGIS 219 II, 7-12) にみえる戦争と平和が、アンティオコス一世対アンティゴノス・ゴナタスの関係か、あるいはターンの主張するように対プトレマイオス二世の関係か、については不詳である。⁽⁶⁾

このあと、アンティオコスはタウラスを越え、諸都市に平和を与え、彼の王国を更に光榮あるものにした(OGIS 219 II. 12-15)と云う表現は、ピュニア王ニコメデスと同盟してトラキアより小アジアに侵入したガラティア人に対して、前二七五年頃テュアティアラでアンティオコス一世が象隊を用いて戦勝し、それによってのちにソテル(救済者)と称えられた(Appian. Syr. 65; OGIS 233 I. 2 他)ことを指すものであろうか。このイリオンの碑文はアンティオコス一世を称えているがゆえに、彼にとつて不利な表現を避けているものとはいへ、そこには都市の平和とアンティオコス一世の政権が安定したことを述べている。そして、イリオンはアンティオコスの勇気と彼の友人、軍隊の献身に感謝し、王国の正常化の前後において、市民はアンティオコスのために全ての神々に祈りと供儀をなした(OGIS 219 II. 16-19)。したがって、「イリオンのアンティオコス頌徳」碑文の年代は、ほぼターンの指摘するよりに前二七五年頃であらう。⁵⁾ こうした都市によってヘレニズム君主に捧げられた賛美は、あながち王権への追従ばかりではなく、王と都市の両者の利益が一致した場合、ことに異質の文化を持ち、野蛮と考えられていたガラティア人の侵入を阻止したアンティオコス一世の場合、アレクサンドロスの東征と同一に論じられないにしても、頌徳される一理由があり、王権と都市の間に両者の提携という微妙な関係がみいだされる。

- 註① W. W. Tarn, CAH VII p. 77; B. Niese, Geschichte der griechischen und makedonischen Staaten seit der Schlacht bei Chaeronea I (1893) S. 352 A. 4; H. Bengtson, Strategie, I S. 194 A. 4.
- ② H. Bengtson, Griechische Geschichte (1969) S. 386.
- ③ M. Rostovtzeff, Hellenist. World, p. 139.
- ④ *ibid.*, p. 174.
- ⑤ W. Schmid u. O. Stahlin, Geschichte der griechischen Literatur, 2 Teil, Bd. 1 (1919) S. 227.

- (6) M. Helleux, *Études d'épigraphie et d'histoire grecques*, III 2^e Edition (1968) p. 100 sqq.
(7) 井上二、大牟田章、両氏の前掲論文、共に大牟田章「君主崇拜—レニズム時代を中心として—」、世界歴史2・人文書院（一九六六年）三七九頁以下。

なお、セレウコス王家とアポロン神の関係をたどった伝説について少し付言してみる。たとえば、ディオドロスによると、前三一二年のガザの戦につぐセレウコス一世のバビロン獲得に際して、兵士を勇気づけるために、かつてセレウコス一世に彼が王となるブランキダイの神託が下されていたこと、さらに彼が主導権を得ることをアレクサンドロスが枕頭の夢に現われて予言した、と述べている (Diod. XIX 90, 14)。また、アピアノスによれば、アレクサンドロス存命中、セレウコス一世に下されたディデュマの神託は、彼にアジアにとどまると、にもかかわらず後にトラキアに渡った時、彼はプロトレマイオス・ケラウノスに暗殺され、神託が的中したことに触れている (Appian. Syr. 56)。一般にアジアの王国創建者としてのセレウコス一世にまつわる伝説について、ディオドロス、プルタルコス、アピアノス、イウスティヌスの記すところは、一つはオリエントの支配者として登場したこの王に対して、バビロンを舞台とするもの、他はギリシア人ないしギリシア諸都市との連係を意識して、アポロン神託の効力を宣伝し、同時にこの神を祖神たらしめようとするもので、いずれもアレクサンドロスの後継者たることを強調し、大領土の支配者となることを予告したものである。そこにみられる記述は、すべて同一の原典に由来するものでなからうが、しかしディオドロスの場合、その記述はディアドコイ史の重要な典拠とされるカルディアのヒエロニモスの記述に依拠しているところから、おそらくセレウコス一世の伝説はヒエロニモスに求めたとみてよいであろう。オリエントにおいて、アレクサンドロスの後継者とする予言が流布してゆくのは、前三一二年以後であろう。また、アポロン神との結びつきを急速に、かつ積極的に押し進めていったのは、アンティゴノス・モノファルモスの勢力の崩壊とセレウコス一世の勢力が増大してゆく、前三〇一年以後のことと考えられ、本文中にあげた諸史料 OGIS 212 II, 14-15; 214; 219 からもうかがえよう。もちろん、セレウコス一世以後も、セレウコス王家の諸王の神格化ならびに小アジアのギリシア諸都市に対する政策上からも、ディデュマのアポロン神との関係は長く保たれる (OGIS 227 = Welles, R. C. no. 22; OGIS 237)。また、ディオドロスとアピアノス (Appian. Syr. 56) ならびにイウスティヌス (Just. XV 4, 3) の記述を比較すると、後の両者には、セレウコス一世が母を通じてアポロン神から錨の紋様のある指輪を贈られたという、ディオドロスの記述には見当たらない、おそらく伝承系統を異にする脚色された物語が挿入されている。セレウコス王朝後代には、その

- 伝説に因んだ紋様が同王朝のその他の縁りの特徴をあらわす象、勝利の女神ニケ、馬等とともに秤量に使用されたことがよく知られている。R. A. Hadley, *Hieronymos of Cardia and Early Seleucid Mythology*, *Historia* XVIII 2 (1969) p. 142 ff.; M. Rostovtzeff, *op. cit.*, p. 454, plates LIV : LV; Welles, R. C. p. 108; Stähelin, *RE*, IIA 1232.
- (8) H. Bengtson, *Strategie*, I SS, 180, 215; D. Magie, *Roman Rule in Asia Minor*, p. 921.
- (9) 井上「前掲論文」一九頁以下。大牟田章「前掲論文(歴史研究四号)」六九頁以下。H. Bengtson, *a. a. O.*, I S. 215 ff.; D. Magie, *op. cit.*, p. 921.
- (10) A. H. M. Jones, *The Greek City*, p. 108; M. Rostovtzeff, *op. cit.*, p. 139.
- (11) Welles, R. C. nos. 6-7; D. Magie, *op. cit.*, pp. 93, 924.
- (12) Welles, R. C. pp. 55-56. 本稿一五頁註(1)参照。
- (13) アンティオコス一世は、セレウコス一世在位中に共同統治者として、エウフラテス河以東の支配を委ねられていた。彼が東方に越く理由として、プタルコス、アピアノスは有名な挿話を伝えている。それは、先にセレウコス一世がデメトリオスの娘ストラトニケを娶り(本稿一七頁)、「子を儲けていたが、アンティオコス一世はその若き義母ストラトニケに恋慕し、一人大いに煩悶した。その恋を見抜いた医師エラシストラトスは、婉曲的にセレウコス一世に伝えたところ、この王は後継者たる息子アンティオコス一世を何にも変えがたいとして、息子とストラトニケの結婚を許し、兩人をエウフラテス河東方の統治者とするところとした(Plut. Dem. 31; Appian. Syr. 59-62. cf. Memnon 12, 1; Paus. I 16, 2)。この時アンティオコス一世は三十才くらいであつたであろうか(Useub. Chr. I 249)。なお、アピアノスによれば、セレウコス一世は、その結婚と兩人の上部諸州(エウフラテス河東方)の統治について、軍隊を前に「予が諸士に課する法は、ヘルシマや他の民族の習慣にあらずして、王が命ずるところは常に正当なりとする総てに共通な法である」と言明し、これに答えて軍隊はアレクサンドロスの後継者の中で、セレウコスは最も偉大な王であり、父なりと叫んだという。このアピアノスの記述は、マイエルも指摘するやうにコエロキエスの記述にもよくあつたのであることは疑いなくである(E. Meyer, *Blüte und Niedergang des Hellenismus in Asien*, 1925. 113 ff.)。その頁数をあらわせば、F. Altheim und J. Rehork, Hrsg., *Der Hellenismus in Mittelasien*, 1969, S. 46 A. 55. 村田数之亮・二宮善夫訳「希臘主義の東漸」昭和十七年。一七四頁以下、一三四頁。なお、井上「セレウコス王朝」岩波講座世界歴史の古代2、一三五頁以下

参照。また、そこには由来マケドニア軍会の権限に対して、ディアドコイの王権の上昇過程をみてとることができる（マケドニア軍隊については、井上一「ヘレニズム時代の誕生とマケドニア王国の意義」、史學雜誌六四編九号（昭和三十年）五八頁以下、「古イタリヤ王国、アレクサンドロス帝国に於ける王権と王国」、歴史学研究二二九号（一九五九年）一八頁以下。大牟田章「アレクサンドロスとヘレニズム世界」、岩波講座世界歴史2・古代2、一四七頁以下）。こうした事情のもとに、アンティオコス一世の東方統治が始まるのは、前二九四年、その根拠地をティグリス河畔のセレウケイアに置いたものとおもわれる（H. Bengtson, a. a. O., II, 1963, S. 80）。また、ターンも指摘するように、王国の東方支配の強化は前二九三年ごろ、サカ族の侵入に対処するとう理由もあった。すなわち、コージュント、マリ、オクソス河畔のタルミタの三アレクサンドレイアがサカ族によって破壊されたのを、アンティオコス一世はアンティオケイアとして再建した（W. W. Tarn, Hellenistic Civilization, 1952, p. 152）。たしかに、東方植民地の建設あるいは再建が、多くアンティオコス一世に帰せられるが、その重要な時期は前二九四—二二一年の間のことであろう。アンティオコス一世の東方植民地建設については E. Meyer, a. a. O., F. Altheim und J. Rehork, Hrsq., a. a. O., S. 37 ff.; V. Tcherikover, Die hellenistischen Städtegründungen von Alexander dem Großen bis auf die Römerzeit (1927) S. 165 ff. ヤクサネス河を越える遠征の將軍には、デモダマスのあと、カスピ海の調査を報告したパトロクレスが、バクトリアとソグディアナ地方の軍司令官に任ぜられてゐる（W. W. Tarn, Tarnita, JHS LX 1940, p. 92 ff.; Alexander the Great II p. 19）。このパトロクレスはのちアンティオコス一世の命によつて、小アジア北方のビュニア攻撃をおこなつたパトロクレスと同一人物であろう（本稿二〇頁）。拙稿「古代ギリシア・ローマの地理学史上におけるカスピ海の問題」、人文論究第十八卷一号、五六、六六頁参照。なお同拙稿六六頁、註⑥の五行目にパトロクレスが「セレウコスの没後、アンティオコスの配下にあつてビュニアの知事であつたかどうか」の文中において、「……ビュニアの攻撃をおこなつたかどうか」という表現の誤りであることを、ここで付記しておく。

また、アンティオコス一世はオリエントの支配者として、パビロニアのエサギラ Esagila とエゼイダ Ezida の神殿を復興し、前二八一年以後のオリエント側からの史料によれば、ネボニド神を称え、「予はアンティオコス、大王、パビロンの王、普し国々の王、エサギラとエゼイダ神殿の創建者、セレウコスの嗣子、マケドニア人、パビロンの王なり」というアンティオコス一世と小アジアのギリシア都市

オリエント専制君主の伝統を表現を用いたこと (J. B. Pritchard, ed., *Ancient Near Eastern Texts Relating to the Old Testament*, 1950, p. 317)。アンティオコス一世の東方支配の実情については別稿に譲りたいが、ただ彼の体内にペルシア系の母マントの血が流れていたことは明白である。オリエントに対する郷愁が深かったことは否定できなく、(E. R. Bevan, *The House of Seleucus*, I 1902, p. 74)。アンティオコス一世の母、ちなわはスミタメネスの娘マントの出生については、古典中、異論が多が、前三三四年のアンタサシロスとマケドニアの集団結婚によつて、マコク一世の妻となつたことは確かである (Arrian. *Anab. Alex.* VII 4-8; *Plut. Alex.* 70)。マコク一世の後、マコトリスの娘ステラトリスを娶つたマントの地位は高く、それマコク一世のマントと類徳本稿一八頁)から知られる。マントについては Wilcken, *RE.* I, 2, 2662; G. H. Macurdy, *Hellenistic Queens* (1932) p. 77 ff.; J. Seibert, *Historische Beiträge zu den dynastischen Verbindungen* (1967) S. 46 ff.

- (14) W. W. Tarn, *The First Syrian War*, *JHS XLVI* (1926) p. 155 ff.; *CAH VII* pp. 99 ff., 701 ff.; W. Otto, *Beiträge zur Seleukidengeschichte* (1927) S. 17 ff. 諸事件の年代については、各々異つた見解があることには注意。
 (15) 韓文年代については、前二七〇／＼六年と前二三二／＼一年の両主張があるが、論議を述べた。それについては D. Magie, *op. cit.*, p. 926. マコトリスと贈られた土地については論議を *Ibid.*, p. 883; Welles, *R. C.* p. 74 参照のよう。
 (16) S. Smith, *Babylonian Historical Texts* (1924) p. 150 ff. に発表されたアンティオコス一世の年代記録 (B. M. 92689) である。前記のものと W. W. Tarn の W. Otto の見解の相違がある。
 (17) W. W. Tarn, *JHS XLVI* p. 157.

三

しかし、アンティオコス一世が支配体制を整え、王権を強化してゆく時、王に対する都市の立場はどのようなものであったか、次にアンティオコス一世時代の事例を取上げてみたい。

ところで、「槍によって獲得した領土」を支配する王にとって、小アジアにおける旧来の神殿領、豪族領はセレウコス王朝の宗主権のもとに王領とみなし、畢竟、領土は大略して王領と都市領に区別されていたようである。それ

に、王はしばしば個人また旧来の都市や新設都市に、王領の一部を下賜ないし売却し、そうした土地を都市という明確な自治体の管轄下におき、小アジアの伝統的な神殿その他の勢力を極力排除して、国内のヘレニズム化、つまり社会的・経済的に統一を欠いた行政組織の弱体面の強化を計っている。⁽¹⁾以下あげるアンティオコス一世より「アリストディキデスへの王領地」碑文 (OGIS 221 = Welles, R. C. nos. 10-13) は、のちアンティオコス二世時代のラオディケへの王領地売却の王令」碑文 (OGIS 225 = Welles, R. C. nos. 18-20) とともにセレウコス王朝下における小アジアの土地制度に関する名高い史料であるが、ここではその問題は別として、王と都市の関係について考察してみたい。

「アリストディキデスへの王領地下賜の王令」は、現存碑文中、セレウコス王朝時代、初めて王領を都市へ移管することを命じた記録で、その年代は前二七五年頃とされる。⁽²⁾このイリオンに建立された碑文全体の構成は四部分からなっている。その第二、三、四の部分は、アンティオコス一世が小アジアのストラテゴスであるメラアグロスに命じて、アリストディキデスに王領を下賜し、その下賜地を都市に移管することを伝達したものであり、第一の部分はメラアグロスよりイリオンに対し、アリストディキデスが下賜地をイリオンに移管する旨希望しているゆえ、都市側で移管を受入れることを決議し、都市領とするよう要請したものである。そこで、問題とする第三、四の部分は、アリストディキデスの身分を尊重し、また公表すべきものとして、王からメラアグロスに宛てた書簡とみられる。その第三の部分の文中、下賜地を「王領内のうち同盟にあって彼(アリストディキデス)の欲するいかなる都市へでも移管できるよう許可すべきこと」⁽⁴⁾とあり、第四の部分の文中には「先にわれわれが書き送った書簡と同様に、われわれの同盟にあって、アリストディキデスが欲するいかなる都市へでも移管するよう彼に許可すべきこと」⁽⁵⁾とある。この両

方を比較するとき、後者には「王領のうち」という表現が見当たらない。しかも、そのような語句が、他の同類の諸史料にはなく、いかに解釈すべきか、すこぶる困難な問題である。⁽⁶⁾しかし、後者の書簡は、アリストディキデスに与えるべき下賜地が先にアテナイオスに譲渡されていたゆえ、再び王がメレアグロスに命じて、下賜すべき代替地を検討して与えるよう指示したものであるから、第三の部分に当る書簡より日時のずれがあることを考慮すべきである。したがって、後者の書簡では「王領のうち」という表現が省略されたのかも知れない。ところが、第二の部分では、王がメレアグロスに対して、アリストディキデスに下賜した土地をイリオン、ないしスケプシスに移管するよう命令している。この書簡はおそらく公表すべき性格を持たない、王からメレアグロス宛の私信であろう。⁽⁷⁾というのは先に述べたように、アリストディキデスを意識して書いた書簡では、いかなる都市へでも移管することが許されているのに、王の代官たるメレアグロスに対しては、移管すべき都市を限定して命令しているのである。しかし、そこには下賜地であるミュシアのペトラ近傍の土地がイリオン、ないしスケプシスに隣る土地であるがゆえに、そのいずれかに移管することが妥当である、という意図が含まれていたのであろう。それゆえ、アリストディキデスはイリオンを選んだとみられる。

さて、「アリストディキデスへの王領地下賜の王令」碑文からみて、イリオンまたスケプシスがアンティオコス一世の同盟市であったことは明らかである。それに、イリオンの場合、王の代官メレアグロスから下賜地を都市に移管するよう要請されたことは、同盟という表現が用いられながらも、スケプシスとともにセレウコス王国領内に存在する都市とみなされて、王の権限下、また強制力のもとにあることを前提とされ、その中で都市の自由・自治を承認されたと考えられる。⁽⁸⁾ロストフチェフによれば、王国内の全ギリシア都市は同盟と呼ばれることもあって、それが都

市側からの好意 (*ejovica*)、友好 (*bilna*) によるものとはいえ、同盟という表現は後にローマ人が用いた *Socii* という分か似ており、同盟都市の何者もいかなる特権をも所有する意味を持つものではない、と指摘している。⁽⁹⁾

次に、アンティオコス二世治下、キュジコス近くの王領地の一部を、この王の最初の王妃であったとおもわれる一女性ラオディケに売却した記録である「ラオディケへの王領地売却の王令」碑文中、問題とする箇所を引用してみると、その土地は「彼女が欲するいかなる都市へでも移管する権限が彼女に与えられる」、なお土地を「彼女から買収あるいは譲渡された者は……もしラオディケが先にそれを都市に移管していないならば、その者が欲するいかなる都市へでも移管しうる」とある。ここには、「アリストディキデスへの王領地下賜の王令」碑文にみられる同盟という表現が全く見当たらない。とすれば、王と都市の間に同盟関係が解消されたのであろうか、という問題がおこってくる。これを考察する場合、まず当碑文に刻された第五九年（セレウコス朝暦）ディオスの月十五日、すなわち前二五四年十月二日の日付をもつ時期の事情に留意する必要がある。というのは、アンティオコス二世は即位後、プトレマイオス二世と第二シリア戦争に入り、それによってイオニアにおけるプトレマイオス二世の勢力を排除し、ミレトス、エフェソスの自由を回復している。第二シリア戦争の終結の年代については諸説があるが、前二五四年にはおそらく交戦も休止され、講和の交渉段階に入ったものとおもわれる。その条件の一つに、アンティオコス二世とプトレマイオス二世の娘ベレニケとの婚約があげられたと予想される。ベレニケの婚約が調ったのは十一月、十二月頃で、興入は翌年四月半ばであった。⁽¹⁰⁾ したがって、その婚礼に先立ってアンティオコス二世の妃ラオディケは離婚され、王妃としてではなく、王家の一人人として低廉な価格で王領地を購入したのであろう。⁽¹¹⁾ ともかくこの時期、アンティオコス二世にとつて、緊張したプトレマイオス二世との対立関係も解れ、それにほぼ小アジア西岸一帯を支配下においたことは、殊更

に意識して、小アジア諸都市に対して同盟という婉曲的な表現を必要とせず、ラオディケあるいはその他の者であろうと、王領地を譲渡された者は、その土地をいかなる都市、すなわち暗に王の権限下にある小アジア西岸一帯の都市に移管しうるものとして、命令したと考えてよからう。この点、アンティオコス一世の小アジア支配が、その西岸一帯に及んでいなかったため、王の権限下にある都市に対しては、同盟という表現を用いなければならなかったことと比較することができる。

再び、アンティオコス一世について、王国の支配力を強化した彼に都市がどのような態度を示したかを、「アンティオコスを崇敬するイオニア諸都市連合の決議」碑文（OGIS 222）⁽⁶⁾からうかがってみる。この決議は前二六六一—二六一年の頃とみられ、アンティオコス一世の晩年にあたる。そこには、イオニア諸都市がアンティオコス一世誕生日を祝して、アレクサンドロスを記念する祭典を範とした祭儀をとりおこなっていること、それにアンティオコス一世神殿の建立を提案しており、彼とその子アンティオコスならびにストラトニケともども崇拜されていることを伝えていいる。その中で「使節はイオニア諸都市が今後、自由と民主制を享有せんがためには、王はイオニア諸都市に心から配慮されるべきであり、それによつて諸都市は父祖以来、受け継いだ政体の存続を確保することができずと勧め申し、また使節は、そうすること（諸都市の政体の存続）によつて、王は諸都市に絶大なる恩恵を授け、また王は先王達の政策に忠実であられるであろうことと拝察申上げる」（OGIS 222 II. 15-21）とある。ここでは、都市の自由自治とは王の権力のもとに保証されるものであることを明言しており、先王達とはアレクサンドロスはもとよりアンティゴノスも指しているのであろうか（次のOGIS 223と比較）、その王達の政策と同様に都市の保護を願っているのである。

次に、「エリュトライへのアンティオコス書簡」碑文 (OGIS 223 = Welles, R. C. no. 15) をあげると、このアンティオコスがアンティオコス一世か、またアンティオコス二世かについて、従来、論議されてきた所で、年代については不詳である。エリュトライの使節が都市決議によってアンティオコスに敬意を表し、王冠を贈って愛顧をえんとし、なお申出た請願に王は答えて述べる。「使節タルシノン、ピュテス、ボッタスがいうに、貴市はアレクサンドロスとアンティゴノスのもとで自治にして免税であり、それにわが祖達も常にそのために熱心であったと。われわれはそれら政策が正しいとし、なお恩恵を与えることに躊躇するほど吝でないゆえ、貴市の自治の存続に助力し、一切の諸税はいうに及ばず、ガラティアカ (ガラティア人対策費) も免除するであらうことを確約する」 (OGIS 223 II. 22-39) とある。文中から察して蔽密に言えば、このアンティオコス当時、エリュトライが課税されていたのを免除されることになったものか、あるいは従来免除されていた権利を再確認させたものか、不明である。しかし、アレクサンドロスとアンティゴノスの許では免税であったとしているのに、リュシマコス支配の許では如何であったかをふれていない。もとより、リュシマスコがセレウコス一世と敵対関係に入ったこともあって、その名が挙げられていないのかも知れぬが、多分リュシマコスはエリュトライに課税していたのではなからうか、ともおもわれる。ともかく、免税を云々する限りにおいては、都市は一般に王によって課税されており、エリュトライが免税の特権を承認されたとするべきである。なお、諸税が免除されるとあるが、一般にヘレニズム時代、王によって課せられた貢税の種類については、共通の方針がみられたとはいいきれないし、いわんやセレウコス王朝下の小アジア諸都市に対する課税の原則については、史料不足のために知ることはできない。⁽⁴⁾ただガラティア人対策費の免除とは、一般にヘレニズム時代の王達が軍費調達のために課した徴税とは異なり、特にガラティア人に対する戦費の基金、またはガラティア人による略奪

を懐柔するための基金であつたとみられる。⁽⁸⁾

現存史料ではエリュトライのように免税された都市の例は多くなく、僅かであるが、そのような都市が自由であり、課税された都市が従属都市であつたとはいききれない。おそらく、自由にして王と同盟関係にあるとされた都市の殆んどが、王によって課税されたものとおもわれ、エリュトライの場合は特別の例と考えてよからう。すなわち、都市の自由とは、独自の都市法によって市政を運営し、王によって城塞を置かれず、貢納も免除される、ということがヘレニズム時代、まず理想的な状態であつたであろうが、そのような条件を満たす都市はごく例外と考えてよからう。

また、同盟都市といえども、都市内に起つた事件は、王に報告されたようである。すなわち、「バルギュリアのテオス称揚」碑文 (Syll.². 426) についてみると、この年代についてはまた問題のあるところであるが、そこにはバルギュリアで紛争が起り、それを和解させたテオスからの仲裁者を称揚したもので、その結果についてのバルギュリアは都市決議を王に報告するため、特別の公使を派遣せんと欲し、同時に王に任命された代官であるアレクサンドロス (Syll.². 426 l. 46. *Ἀλεξάνδρου τῶν κεραινεκρινέων ἀπὸ τοῦ βασιλέως*) に報告すべきであつた。この場合、*κεραινεκρινέων* とはバルギュリアにおいてではなく、サルデイスにおける王の不在中の代官ないし、すなわちストラテコスとすべきであろう。⁽⁹⁾ セレウコス王国の場合、王から都市に派遣された、いわゆるエピスタテスについては、ピエリアのセレウケイア (SEG VII 62=Welles, R. C. no. 45; Polyb. V 60, 1) ティグリス河畔のセレウケイア (Polyb. V 48, 12) のごとく、シリア以東にはみられるが、小アジアではそのような記録はない。この点、たとえばプロトレマイオス王朝が小アジアの都市にエピスタテスを置いたのと異なり、⁽¹⁰⁾ セレウコス王朝下では、小アジア西岸の行政、軍事の中心がサルデイスに置かれていたためであろう。

註(1) E. Birkertman, *Institutions des Séleucides* (1938) p. 180 sqq. ; M. Rostovtzeff, *Hellenist. World*, p. 493 ff. ;

D. Magie, *Roman Rule in Asia Minor*, pp. 138 ff., 1014 ff.

(2) 碑文の文中に現われる海軍司令官ノキトノキの活躍年代に依拠する。Syll.³ 410 l. 17. ; H. Bengtson, *Strategie*, II S. 94 ff. ; Welles, R. C. pp. 64, 67 ; M. Rostovtzeff, op. cit., pp. 493, 1444. vgl. W. Otto, *Beit. z. Selenkiden-gesch.*, S. 23 ff.

(3) cf. OGIS 220 ll. 6-7. H. Bengtson, a. a. O., II S. 96 ff.

(4) OGIS 221 ll. 45-47. *καὶ ἐθαυ αὐτῶν προεστέγκασθαι πρὸς ἡμ. βούληται πόλιω τῶν ἐν τῇι χώρῃ τε καὶ συμμάχῃαι.*

(5) OGIS 221 ll. 71-73. *ἐθαυ δὲ καὶ προεστέγκασθαι τῷ χώρῃαι Ἀποτοβέκῃω πρὸς ἡμ. βούληται πόλιω τῶν ἐν τῇι ἡγεσπῶν συμμάχῃαι, καθάπερ καὶ ἐν τῇι πρῶτερον ἐπιτοβῆι ἐρπαθῆμεν.*

(6) 前註(4)に於ける文中の πόλιω τῶν ἐν τῇι χώρῃαι τε καὶ συμμάχῃαι の解釈については M. Rostovtzeff, op. cit., p. 526. 及び王領である都市と同盟である都市とに何等異なる都市の性格を指摘して居る。一方 V. Ehrenberg, op. cit., p. 50, n. 1. vgl. A. Heuss, *Stadt u. Herrscher*, S. 177 A. 1 及び両者を分けるの疑問違ふべき。及び H. Bengtson, a. a. O., II S. 135 A. 2 は十分に比較しうる史料を持たぬが、両者の法的立場を明確に断言し得なからし。前註(5)にあげた πόλιω τῶν ἐν τῇι ἡγεσπῶν συμμάχῃαι と比較して考へる時、統一なき語法から王の都市に対する不安定な関係を反映すべきかと考へる。

しかしこの場合アンティオコス一世の小アジア支配が、彼の登極期とは異なつて、一応、確立される時期とみれば、*χώρῃαι* の語は王の権限下にある領域を指すものとすべきであらうか。すなわち、王の権限下にある領域内であつて、しかし同盟にある都市とする見方である。なお後註(8)参照。

(7) Welles, R. C. p. 68.

(8) アンティオコス一世がメレアグロスに、アリストディキデスに下賜地を与えることはもちろん、それを同盟都市に移管することを命じたことは、メレアグロスの権限が強く、H. Bengtson, a. a. O., II S. 96 ff. によれば、小アジアにおける軍事面を中心とした王の不在時の代官、すなわちその呼称としてのストラテュスの任を帯び、軍事拠点サルディスにあつたとする。この時は第一次シリヤ戦争の時期で、アンティオコス一世はシリヤにいたるものと考へてよからう。E. R. Bevan,

アンティオコス一世と小アジアのギリシア都市

The House of Seleucus, I pp. 151, 324 ff. は、ヤハウロス王朝下のサルディスにおけるストラテオスの役割を早くから詳述して、*Antiochos I* H. Bengtson, a. a. O., II S. 96 ff. の王の代官の例として、メソポタミアの前のパルティア (OGIS 219 l. 12; Memnon 15) のメソポタミアのメソポタミア (Euseb. Chron. I 151 Schoene; Syll.³ 426 l. 46; OGIS 229 l. 101) 後註の参照、またアンティオコス三世登極前のアケメネス (Polyb. V 57, 48; 77, 1) のメソポタミアのメソポタミア (Polyb. XXI 16, 4; XVI 24, 6) のメソポタミアのメソポタミア (OGIS 224 = Welles, R. C. nos. 36, 37) のメソポタミアのメソポタミア、それに現存史料では、アンティオコス二世以後、サルディスには王の記録所がなされなかったことが知られてくる。OGIS 225 ll. 24-25. Welles, R. C. p. 98; E. Bickerman, op. cit., p. 209. アンティオコス三世と小アジア諸都市の関係については、大戸千之「アンティオコス朝の支配とオリエンタルアンティオコス三世の場合」『西洋史学七九号(昭和四三年)』五八頁以下。

- (9) M. Rostovtzeff, op. cit., p. 526.
 Welles, R. C. p. 92.

- (10) W. Otto, a. a. O., SS. 3 ff., 28 ff. 前記三三三年と、W. Tarn, The Struggle of Egypt against Syria and Macedonia, CAH VII p. 713 ff. 前記三三五年と。cf. E. Will, op. cit., p. 208 ff.; D. Magie, op. cit., p. 931 ff.

- (11) 栗野頼之祐「出土史料によるギリシア史の研究」昭和十五年。八七頁以下。

- (12) ラオディケの購入地の面積については不明であるが、かつてアンティオコス一世がピタナ市へ土地を銀三〇タラントンの売却、なおその他に五〇タラントンの以上を要求した例 (OGIS 335 ll. 132-134) と比較すれば、ラオディケの購入した小アジア西岸の沃地が、銀三〇タラントンは非常に廉価で、離婚の代償の一つとして贈与に等しいものと考えられる (Welles, R. C. p. 96 ff.)。他に、ラオディケの近くの土地が譲渡されたことが知られてくる (Lehman-Haupt, Zeitschrift für Assyriologie, VII 1892, S. 33; M. Rostovtzeff, op. cit., p. 494)。

- (13) 井上「前掲論文(西洋史学一九号)」三二頁。

- (14) 文中にみられるアンティオコスとアンティオコス (OGIS 222 ll. 33, 39) において、アンティオコス一世の子アンティオコスが、父の共同統治者となったのは、およそ前二二六年頃と推定され、アンティオコス二世の死まで続くと思われる。vgl. H. Bengtson, a. a. O., S. 83 A. 1.

- (9) この問題については D. Magie, op. cit., p. 928 以下に諸著者の見解を参照しよう。D. Magie は「トントク一世時代の」を「他の」W. W. Tarn, *Alexander the Great II* p. 211 の同様に見える M. Rostovtzeff, op. cit., p. 528 は「トントク三世時代の」(CAH VII p. 179)「トントク一世時代の」(「異なる」と注釋)。
- (10) E. Bickerman, op. cit., p. 148 ; M. Rostovtzeff, op. cit., p. 525 ff.
- (11) A. H. M. Jones, *The Greek City*, pp. 108, 318 n. 24 ; R. B. Meshane, *The Foreign Policy of the Attalids of Pergamum* (1964) p. 39 n. 25.
- (12) 「トントク王朝下の小アジア」は「ヒッパトリス」以外については「トントク二世時代の」シシヤンの例 (OGIS 228 I. 7) にはあてはわれない。
- (13) H. Bengtson, a. a. O., II S. 102 A. 1 以下前二二〇—前二二一年「おとす前二二〇年」を著者 E. R. Bevan, op. cit., p. 327 以下前二二一年以後の「おとす」Syll.² 426 II. 22-23 に於て「トントク・シシヤ」とあるが、現存碑文中「トントク・トントク一世在位中の」の「おとす」に限って「称号は」は「トントク・トントク一世」の語は見附らざることには注意を必要がある。
- (14) 当碑文にみえる「トントク」が「王家の一族である」トントクと同一人物であることは (Euseb. Chron. I 151 Schoene)「彼は」トントクを「提点とした」と考えられる。OGIS 229 I. 101 ; E. R. Bevan, op. cit., p. 327 ; H. Bengtson, a. a. O., II S. 99 ff. ; Welles, R. C. p. 134, cf. M. Rostovtzeff, op. cit., p. 527 ; W. W. Tarn, *Hellenistic Civilisation*, p. 144 ; A. Heuss, a. a. O., S. 32 A. 1.
- (15) M. Holleaux, op. cit., p. 253 sqq.

四

なお、アンティオコス一世の晩年、小アジアにおける政情で付言すべきは、アッタロス王朝のエウメネス一世との関係である。ストラボンによれば、アッタロス一世がサルディス近くでアンティオコス一世と会戦し、戦勝したとの

み伝えている (Strab. XIII 4, 2)。また、それに関しては、おそらくエウメネス一世の戦勝を称揚したとおもわれる碑文断片 (Inscriptionen von Pergamon, Nr. 15) にみられるが、いずれにしても両者の確執の理由は定かでない。それで、およそ前二六二年を下る年代とみられるこの戦闘が、エウメネス一世とプトレマイオス二世の同盟成立によって引きされたとする主張と、それに対して最近では、むしろ同盟関係をそれ自体によるよりも、傭兵による兵力を確保したエウメネス一世が、アンティオコス一世の攻撃に単独で対抗したか、またそれとは別に、エウメネスがそのような兵力を保持するがゆえに、アンティオコス一世の没後、その二子によるセレウコス王朝の王位継承争いの一方に加担したとする見方もある。⁽¹⁾ともあれ、エウメネス一世の兵力増強は傭兵の反乱からも知られ (OGIS 286)、それに先立ってペルガモンではセレウコス一世像の鑄貨の発行を止めていたとみられる。そこには、アンティオコス一世の晩年から没後にかけて、セレウコス王朝から、エウメネス一世によるアッタロス王朝の独立の傾向があつたことも見逃すことはできない。

最後に、セレウコス王朝が小アジア支配を強化する理由を顧みるとき、ロストフチェフは、特に沿岸の諸都市を掌握することによって、その王国にもたらす価値を六項目について指摘している。⁽²⁾すなわち、それを概括すれば、政治・軍事上の見地から国際的威信を高揚すること、セレウコス王国がオリエントにおいて政治・文化面で孤立すること、を防ぎ、なお人的資源庫とすること、そして経済的にはミレトス、エフェソス、スミュルナのごとき国際商業都市を紹介して、ギリシア人世界と交易をより促進し、また諸都市の支払う一定の収益の確保と諸都市の資本を期待すること、等である。たしかに、セレウコス王朝が小アジアを支配した期間を眺望するとき、事実そのような目的をもって政策を進めており、ロストフチェフの指摘する通りで、異論の余地はない。しかし、そこにはセレウコス王朝と小アジア

諸都市の問題を詳細に立入って考察するとは述べていないが、アンティオコス一世以後、アンティオコス三世に至るまで、全体的にみたセレウコス王朝の政策の特徴を取上げるに止めている。それゆえ、アンティオコス一世以後、変動するヘレニズム世界の国際関係のなかで、個々の王がいかなる態度をとったかという、その詳細をたどることもセレウコス王朝史研究において無意味ではなからう。もとより、アンティオコス一世とアンティオコス二世の小アジア諸都市に対する政策は大差ないにしても、アンティオコス二世時代によく知られた行政・経済機構の問題はもとより、必然的に付きまとう対プロトレマイオス王朝、アッタロス王朝の関係やそれら王朝との政策の相違、さらに重要な問題として、のちしだいに尖鋭化してくる対ローマ関係を無視することはできない。それらについては本稿に追って取上げることにしたい。

註(1) D. Magie, *Roman Rule in Asia Minor*, p. 733 ; R. B. McShane, *The Foreign Policy of the Attalids of Pergamun*, p. 45.

(2) M. Rostovtzeff, *Hellenist. World*, p. 52 4ff.

(3) D. Magie, *op. cit.*, p. 927 ff. 以下は G. Conradt 批判を参照のこと。なお、セレウコス王朝と小アジア諸都市の関係をめぐって K. M. T. Atkinson, *The Seleucids and the Greek Cities of Western Asia Minor*, Antiochthon II (1968) pp. 32-57 がある。(筆者未見)